

申込者本人が持参すること（原則）（面）

木造住宅無料耐震診断申込書

令和 5年 7月 4日

鳥取市長 様

申込者（建物所有者）

フリガナ トトリ タロウ

氏 名 鳥取 太郎

〒 680-8571

住 所 鳥取市幸町 71

電話番号 0857-22-8111

日中連絡のとれる
電話番号を記載し
てください。

増築されている場合は増築した時期を記入
してください。増築後の年月日が平成 12 年
5 月 31 日以前であることが対象です。

鳥取市、いまちづくり促進事業に基づき、耐震診断を受けたいので関係書類を添えて申
し込みます。申込書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

診断を希望する住宅の所在地（地番）	鳥取市 幸町 71
建築時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和・平成 50 年 5 月（ <input checked="" type="checkbox"/> 新築 増築 着手） 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築（新築または増築）または工事着手され た住宅が対象です。
住宅の種類	一戸建ての住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 併用住宅（住宅部分以外の用途： 店舗 ）
使用形態	自己居住用（賃貸用住宅を除く）
構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 在来軸組構法
階数及び 延べ床面積	平屋建て <input checked="" type="checkbox"/> 2 階建て 延べ床面積 150.55 m ² （併用住宅の場合は住宅部分の床面積 120.05 m ² ）
提出書類 準備のできた書類に はチェックを入れてく ださい。	<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取り図（簡易な見取り図でも構いません） <input checked="" type="checkbox"/> 建物の所有者が確認できる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 建築または着手時期が確認できる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 建物の概要が確認できる書類 <input checked="" type="checkbox"/> 建物平面図の 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 どちらかに をしてください。 （診断をスムーズに進めるための参考となる現況の建物平面図（筋かい の位置等、建物の構造が確認できるもの）があれば併せて提出してくだ さい。無ければ提出は不要です。）
注意事項 ご理解いただけまし たらチェックを入れて ください。	<input checked="" type="checkbox"/> 第 2 面の「対象条件のチェック項目」に掲げる事項に該当しないこ とが判明した場合、その時点で診断を中止します。

無料耐震診断の申し込みをされる方は、第 1 面及び第 2 面に必要な事項を記入し、診断する住
宅の全景写真を第 2 面に貼り付けしてください。

対象条件のチェック項目(下記の事項に全て該当した場合は無料診断
該当するものにチェックを入れてください。

各項目を確認のうえ、
チェックしてください

- 平成12年6月以降に増改築を行っていない、2階建て以下かつ延べ床面積280m²以下の住宅である。
(最終の増改築年が基準時となりますので、平成12年6月以降に着工されたものは対象外です。)
- 一戸建ての住宅または、併用住宅で延べ床面積の2分の1以上が住宅である。
- 過去に本事業の耐震診断を受けたことがない。また、鳥取市から補助金を受けて耐震診断を受けたことがない。
- 市税及び使用料の滞納がない。
- 枠組壁工法、ツーバイフォー、プレハブ、丸太組工法の住宅ではない。
(各種プレハブなどの建物は、建てたメーカーでないと診断できません。)
- 用途が居宅で、附属家・離れではない。
- 自己の居住用で居住実態がある。又は、居住する予定がある。
- 事業用の住宅ではない。

賃貸用は申込できません

一人の所有者に対して**1棟**のみ申し込みすることができます。

耐震診断を希望される方は、上記のチェック項目すべてに該当することを確認したうえで、この申込書と第1面の提出書類をそえて下記まで提出してください。

耐震診断の時期は**受付 1~30の住宅は令和5年9月上旬~11月下旬、受付 31以降の住宅は令和5年11月上旬から令和6年2月下旬の予定**です。申込件数が多い場合は次年度以降の申し込みをお願いする場合がありますのでご了承ください。

忘れないように

診断建物(住宅)の全景写真貼り付け欄

- ・現地調査の時に診断する住宅を確認するために必要です。
- ・診断する住宅の階数を確認することのできる書類にも使えます
(の書類の階数)

提出先 鳥取市幸町71(本庁舎 5階 51番窓口)
鳥取市役所 都市整備部 建築指導課
電話(0857)30-8362